

1 最近の再販売価格の拘束事件

件 名 (公表年月日)	内 容
令和7年（認）第3号 株式会社ダンロップタイヤに対する件 (令和7年8月6日 確約計画の認定)	公正取引委員会は、(株)ダンロップタイヤ（以下「ダンロップタイヤ」という。）に対し、ダンロップタイヤの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダンロップタイヤから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ダンロップタイヤは、令和6年10月頃から令和7年4月頃までの間、「SYNCHRO WEATHER」（以下「シンクロウェザー」という。）と称する自動車用オールシーズンタイヤについて、小売価格を維持するという方針の下、希望小売価格を定めた上で、以下の行為を行っていた。 (1) 自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引^(注)を行わないよう要請する又はECモールへ出品しないよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為 (2) 希望小売価格より低い価格で販売している、実質的な割引を行っている又はECモールに出品している小売業者を、他の小売業者からの苦情などにより把握した場合、当該小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を取りやめるよう要請する又はECモールへの出品を取り下げるよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為 (注) 「実質的な割引」とは、商品の購入時にポイントを付与する、商品の配送に係る費用を無料にする、商品の取替えに係る工賃を無料にするなど、小売価格の引下げ以外の方法により、一般消費者に対して経済上の利益を提供することをいう。
株式会社九州シジシー に対する件 (令和7年3月18日 警告)	(株)九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等に対して、下限売価を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。

件 名 (公表年月日)	内 容
令和6年（措）第19号 株式会社関家具に対する件 (令和6年12月19日)	(株)関家具（以下「関家具」という。）は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）を関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせていた。 (1) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。 (2) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。 (3) 前記(2)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。
日清食品株式会社に対する件 (令和6年8月22日警告)	日清食品(株)は、即席めん5商品について、通常時及び特売時のそれぞれについて、基準価格である「提示価格」を設定した上で、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和4年2月及び令和5年2月以降、小売業者に対して、自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。 (1) 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えて、又は、要請を受け入れるまで日清食品株式会社は特売時の金銭的負担を行わない旨を示唆するなどして、提示価格まで小売価格を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。 (2) 特売時において、提示価格で販売することを前提に金銭的負担を行うようにするなどして、提示価格まで小売価格を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一～三 （略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によりこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔確約手続に係る通知〕

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

〔排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨ （略）

〔排除措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

〔排除措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ （略）